

18. 所得の不平等度指数

18.1 ジニ係数

①指標の解説

ここでは、所得の不平等度を示す指標であるジニ係数を作成する。ジニ係数は所得格差や資産格差などをはかる場合に利用される指標である。

世帯を所得の低い方から高い方へと順に並べて 10 等分する。このとき、所得の最も低いはじめのグループを第 1 十分位階級といい、次に所得の低いグループを第 2 十分位階級という。最も所得の高いグループは第 10 十分位階級となる。次に、それぞれのグループが受け取る収入の、全収入に占める比率を求める。これを第 1 十分位階級から第 10 十分位階級まで順次加えていくことによって、所得の累積構成比を求めることができる。所得の累積構成比を縦軸に、世帯数の累積構成比を横軸にとると、両者の関係は一般には図 18-1 の曲線のように描かれる。これをローレンツ曲線という。所得が完全に均等に分配されていれば、ローレンツ曲線は 45 度線（均等分布線）に一致し、所得格差が小さいときは 45 度線に近づき、格差が大きいときは下方にふくらむ。そこで、45 度線とローレンツ曲線とで作られる弓形の面積と、45 度線と縦・横軸で作られる三角形の面積の比率は、所得格差の大小を示す指標として利用できる。この比率をジニ係数という。ジニ係数は、所得格差が小さければ 0 に近づき、格差が大きくなると 1 に近づく。

（ここで解説しているのは近似的な方法であり、正確にはグループではなく個々の所得を使用する。）

②指標の作成結果

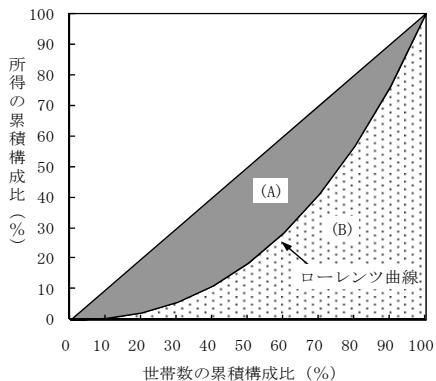
総務省「家計調査」により、全世帯及び勤労者世帯（共に二人以上の世帯）の年間収入についてのジニ係数を作成した。結果は図 18-2 のとおりである。

③作成結果の説明

結果をみると、勤労者世帯にくらべて全世帯でみたジニ係数の方が大きい。直近の 2008-2009 年の動き（農林漁家世帯を含む結果）をみると、全世帯、勤労者世帯ともにやや上昇している。

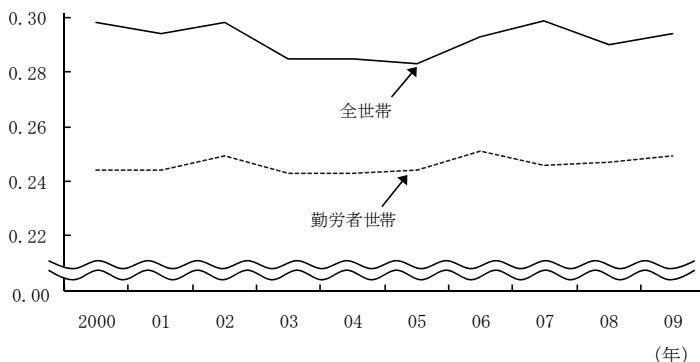
図 18-1 ローレンツ曲線

勤労者世帯(2009年)



資料：「家計調査」（農林漁家世帯を含む結果）
注：ジニ係数＝ $A/(A+B)$

図 18-2 ジニ係数



資料：「家計調査」（農林漁家世帯を含む結果）

注：全世帯は二人以上の世帯、勤労者世帯は二人以上の世帯のうち勤労者世帯。

④指標の作成方法

総務省「家計調査」から、勤労者世帯における年間収入十分位階級別年間収入を用いて次式により近似的に求めた。

$$\text{ジニ係数} = 1 - \sum r_i (q_i + q_{i-1}) / 10,000$$

ただし、 q_i ：第*i*十分位階級までの所得額累積百分率 ($q_0=0$)

r_i ：第*i*十分位階級に属する世帯の百分率

⑤指標のデータ

指標の作成結果は次のとおりである。

表 18-1 ジニ係数

年	勤労者世帯		全世帯	
	農林漁家世帯を含まない結果	農林漁家世帯を含む結果	農林漁家世帯を含まない結果	農林漁家世帯を含む結果
1990	0.236		0.291	
1991	0.240		0.296	
1992	0.237		0.292	
1993	0.234		0.292	
1994	0.235		0.293	
1995	0.239		0.296	
1996	0.237		0.296	
1997	0.240		0.297	
1998	0.241		0.291	
1999	0.245		0.301	
2000	0.244	0.244	0.297	0.298
2001	0.244	0.244	0.295	0.294
2002	0.249	0.249	0.297	0.298
2003	0.242	0.243	0.284	0.285
2004	0.243	0.243	0.283	0.285
2005	0.243	0.244	0.282	0.283
2006	0.251	0.251	0.293	0.293
2007	0.246	0.246	0.298	0.299
2008	-	0.247	-	0.290
2009	-	0.249	-	0.294

資料：「家計調査」

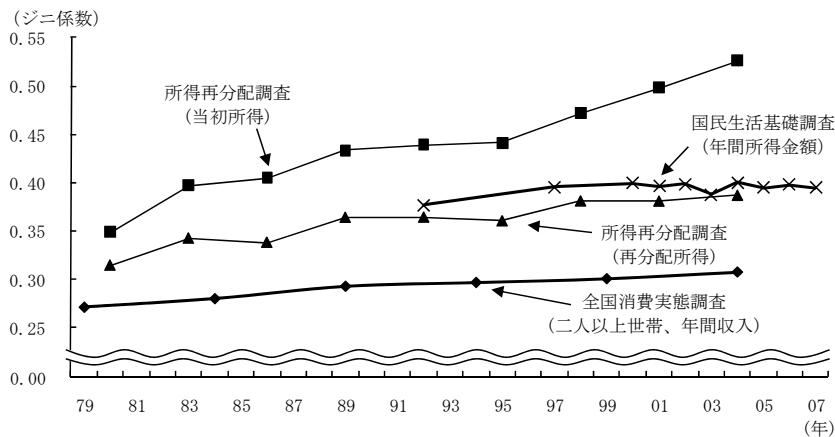
注1：全世帯は二人以上の世帯、勤労者世帯は二人以上の世帯のうち勤労者世帯。

注2：農林漁家世帯を含まない結果は2007年まで。

⑥参考：各種統計によるジニ係数

ここでは総務省「家計調査」によりジニ係数を算出したが、その他の統計からもジニ係数を算出することができ、それぞれの統計の違いから、その算出結果にも差が見られる。内閣府「平成 21 年版経済財政白書」では、各種統計によるジニ係数を比較しているので、以下に紹介する。

図 18-3 各種統計によるジニ係数



- (備考) 1. 総務省「全国消費実態調査」、厚生労働省「所得再分配調査」、「国民生活基礎調査」により作成。
 2. 年間収入（全国消費実態調査）は、勤め先収入、営業収入、内職収入、公的年金・恩給、農林漁業収入などを含む。税金が除かれる前の所得。
 3. 年間所得金額（国民生活基礎調査）は、各年次の 1~12 月の稼働所得（雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得）、公的年金・恩給、財産所得、雇用保険、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得の合計額をいう。税金が除かれる前の所得。
 4. 当初所得（所得再分配調査）は雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額）の合計額をいう。また再分配所得（所得再分配調査）は当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現物給付を含む）を加えたものである。

資料：「平成 21 年版経済財政白書」

(参考) 各種統計の調査対象世帯の違いについて

調査実施主体	総務省	全国消費実態調査	調査対象世帯：全国の世帯	調査対象世帯数 2人以上の世帯 54,372 世帯 単身世帯 5,002 世帯 (平成 16 年調査)
			主な調査除外世帯： 2人以上の世帯 ①料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯 ②下宿屋又は賄い付きの同居人のいる世帯 ③住み込みの雇用者が4人以上いる世帯 ④外国人世帯 単身世帯 ①15歳未満の人 ②2人以上的一般世帯の①②④に該当する人 ③雇用者を同居させている人 ④学生 ⑤社会施設及び矯正施設の入所者 ⑥病院及び療養所の入院者	
厚生労働省		国民生活基礎調査	調査対象世帯：全国の世帯	調査対象世帯数 世帯票 56,125 票 所得票 9,409 票 (平成 17 年調査)
			主な調査除外世帯： ①住み込み又は賄い付きの寮・寄宿舎に居住する単身者世帯（所得票調査における除外世帯） ②住民登録の場所を病院に移している単身者世帯 ③社会福祉施設に入所している単身者世帯 ④刑務所・拘置所に収監されている単身者世帯	
		所得再分配調査	調査対象世帯：全国の世帯	調査対象世帯数 9,409 票 (平成 17 年調査)
			主な調査除外世帯： ①住み込み又は賄い付きの寮・寄宿舎に居住する単身者世帯 ②住民登録の場所を病院に移している単身者世帯 ③社会福祉施設に入所している単身者世帯 ④刑務所・拘置所に収監されている単身者世帯	

- (備考) 1. 総務省「全国消費実態調査報告」、厚生労働省「国民生活基礎調査」「所得再分配調査報告」により作成。
 2. 国民生活基礎調査は平成 20 年調査が最新の調査であるが、ここでは所得再分配調査との比較をするために同時期の調査を記載している。

資料：「平成 21 年版経済財政白書」